

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第9号

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成19年岩手県規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(大学院派遣研修費用)</p> <p>第3条 条例第2条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 大学院派遣研修に係る大学院等の課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の大学院の課程（同法第104条第4項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程をいう。以下この条において同じ。）に在学して当該大学院等の課程を履修するために当該大学院等の課程を置く大学等（同法に基づく大学、外国の大学又はこれらに準ずる教育施設をいう。）に対して支払う費用</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(大学院派遣研修費用)</p> <p>第3条 条例第2条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 大学院派遣研修に係る大学院等の課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の大学院の課程（同法第104条第7項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程をいう。以下この条において同じ。）に在学して当該大学院等の課程を履修するために当該大学院等の課程を置く大学等（同法に基づく大学、外国の大学又はこれらに準ずる教育施設をいう。）に対して支払う費用</p> <p>(3) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。